

横高八期会会則

(名称)

第1条 本会は、神奈川県立横須賀高等学校八期会（通称：横高八期会）と称する。

(組織・目的)

第2条 本会は、昭和28年4月から昭和31年3月までの間、神奈川県立横須賀高等学校に在籍した者をもって組織し、会員相互の親睦を図り、併せて母校と社会とに貢献することを目的とする。

2. 設立日は昭和31年4月1日とする。

(行事)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の行事を行う。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 総会 | (2) 幹事会 |
| (3) 役員会 | (4) 勉強会（丑寅会） |
| (5) 観劇・音楽鑑賞会、囲碁会 | (6) 旅行・ハイキング会・ゴルフ会 |
| (7) その他会員が希望する行事 | |

(幹事・役員の選任)

第4条 本会は、卒業時のクラス毎にそれぞれ3名以内の幹事を選出し、本会を運営する。

2. 幹事の選考は前項の各クラスで推薦された候補者を幹事会で承認する。

3. 幹事は総会直前の幹事会に於いて互選により、次の役員を選任する。幹事に適任者がいない場合は会員から選任することが出来る。

- | | | |
|---------------|-------------|-----------|
| (1) 会長（幹事長）1名 | (2) 副会長 若干名 | (3) 会計 1名 |
| (4) 総務 若干名 | (5) 広報 1名 | (6) 監事 2名 |

4. 役員は幹事であるがクラス毎に選出の3名以内の幹事とは別枠とする。

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その仕事を代行する。
- (3) 幹事は幹事会を構成し、会務の審議、運営にあたる。
- (4) 会計は本会の会計事務を行う。
- (5) 総務は総会・幹事会・役員会・その他の会議および諸行事の招集、設営ならびに会員の動向把握の事項を処理する。
- (6) 広報は広く会員に情報を知らせる。
- (7) 監事は本会の会計事務を監査する。

(役員・幹事の任期)

第6条 役員・幹事の任期は2年間とし、再任を妨げない。

2. 役員・幹事の任期中、欠員が生じたときは、幹事会の承認を得て、欠員者の残任期間の補充をすることが出来る。

3. 役員・幹事の任期は西暦偶数年の12月31日とする。

(会議及び議決)

第7条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会 (2) 幹事会 (3) 役員会

2. 総会は現在数の6分の1以上、幹事会・役員会は現在数の2分の1以上の者が出席しなければ議事を開き議決をすることが出来ない。ただし、当該議事につき書面をもって、予め意思表示を示した者は出席したものとみなす。

3. 議事は過半数を以て決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(総会の開催)

第8条 総会は原則として毎年11月中に開催するものとし、会長がこれを招集する。

2. 幹事会において、臨時総会の開催が必要と認められたときは、会長は直ちにこれを招集しなければならない。

(総会の付議・報告事項)

第9条 総会において付議・報告すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 会則改正の報告。
- (2) 役員選任の報告。
- (3) 行事報告および行事計画に関すること。
- (4) 幹事会において総会の決議を必要と認めた事項。

(会議の議長)

第10条 総会、幹事会、役員会の議長は会長が行う。

(幹事会)

第11条 幹事会は、会長が必要と認めたときに開催するものとし、会長が招集する。

2. 行事計画の審議および実施にあたり、幹事以外の会員の中に適任者がいる場合は、会議への出席を要請することが出来る。

(幹事会の審議事項)

第12条 幹事会において審議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 総会の開催時期、場所および付議・報告事項の検討。
- (2) 新幹事の選任。
- (3) 役員を選任。
- (4) 本会則の改正。
- (5) 常時計画の立案、準備。
- (6) その他本会の運営に必要な事項の審議。

(役員会)

第13条 役員会は、会長が必要と認めたときに開催するものとし、会長が招集する。

2. 行事計画の審議および実施にあたり、役員以外の会員の中に適任者がいる場合は、会議への出席を要請することが出来る。

(役員会の審議事項)

第14条 役員会において審議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 幹事会の議案の作成。
- (2) 緊急を要する事項の審議・処理。
- (3) その他本会の運営に必要な事項の審議。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は1月1日から12月31日迄とする。

(会の所在地)

第16条 本会の所在地は会計担当幹事宅とする。

(現在 石川勝之助 〒252-080 藤沢市長後 1401-8

(附則)

- 本会則は平成22年11月11日改定
- 平成25年2月2日第17条(会の所在地)改定
- 平成25年9月14日第1条、第2条改定
- 平成27年3月19日第11条1、2項、及び第13条2項改定、
第16条(会費)削除